

(公財) 福島県国際交流協会 嘱託員 (情報発信担当) 募集案内

1 職種・採用人員・職務内容・雇用期間・勤務先

職 種	採用予定人員	職 務 内 容	雇 用 期 間	勤 務 先
嘱託員	1名	・ホームページの更新 ・SNSによる情報発信 ・各種広報の企画・取材・記事作成 等	R4.6.1～ R5.3.31	(公財)福島県国際交流協会 (福島市舟場町2番1号 福島県舟場町分館2階)

2 受験資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 学校教育法による高等学校卒業以上の者
- (2) パソコン操作 (データベース、ホームページ管理ソフト、ワード、エクセル等) が可能な者
- (3) 普通自動車運転免許を有していること
- (4) 福島県新型コロナウイルス感染症対応緊急雇用創出事業
・新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって解雇され、廃業し、内定取り消し等を受け、失業中の方。なお、就職している方が離職して本事業に雇用されることはできません。
(事実を確認するための書類の提出をお願いする場合があります。)
・住所が福島県内である方または本事業での雇用に伴い福島県内に転居した方。
・本事業の趣旨が短期間雇用と再就職支援であることを理解し、同意する方。

※ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- 禁固以上の刑を処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験するにあたって望ましい要件 (受験資格ではありません)

- 国際交流活動に関心があること

4 勤務条件

(1) 勤務時間等

- 勤務日 原則として、毎週火曜日～土曜日、1月につき17日以内
- 勤務時間 午前9時から午後5時15分まで (途中1時間の休憩あり)
- 休 日 原則として、毎週日曜日・月曜日、国民の祝日及び年末年始
- 休 暇 当協会の規程による

(2) 給与等

- 賃 金 日額9,800円
- 昇 給 なし
- 通勤手当 当協会の規程による
- 期末勤勉手当、住居手当、退職手当、扶養手当 なし
- その他 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入

(3) その他 試用期間 なし

5 応募と選考の方法

- 応募する方は公共職業安定所において所要の手続きを行った上で、①履歴書 (写真貼付)、②公共職業安定所の紹介状、③職務経歴、資格、実績等をまとめたもの (様式自由) を福島県国際交流協会へ提出してください。
- 書類選考に合格した方のみ福島県国際交流協会にて面接試験を行います。
面接の詳細については、書類選考に合格した方にお知らせします。

<p>■お問い合わせ及び履歴書の提出先 (公財) 福島県国際交流協会 受付時間：火～土曜日 8:30～17:30 (月・日・祝祭日休み) 〒960-8103 福島市舟場町2番1号 電話 024-524-1315</p>
